# 11 申告書の書き方

### 確定保険料額の記入方法

- (1) まずは、労働保険対象者の範囲 (P.12~13)・労働保険対象賃金の範囲 (P.14) を参考に同封の 「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」を作成してください。これが確定保険料及び一般拠出金を算出する基礎になります。
- (2) 確定保険料及び一般拠出金は、令和2年度中に支払われた(又は確定した)賃金総額(千円未満切り捨て)に保険料率(労災保険率、雇用保険率、拠出金率)を乗じて計算してください。 保険料額及び一般拠出金額の1円未満の端数は切り捨ててください。

また、厚生労働省ホームページには申告書の計算を行う際の参考となるよう、「年度更新申告書計算

支援ツール(継続事業用)」を用意しています。是非ご利用ください。

(下記URLもしくは右のQRコード、または「労働保険関係各種様式」で検索してください。) <URL>https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html **ロ**による。

(3) 労働保険料等の納付が猶予されている場合の申告書の記載例を、厚生労働省ホームページに 掲載しています。ご確認ください。

ご不明な点があれば、管轄の都道府県労働局にお問い合わせください。

(下記のURLもしくは「年度更新に係るお知らせ」で検索してください。)

<URL>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html

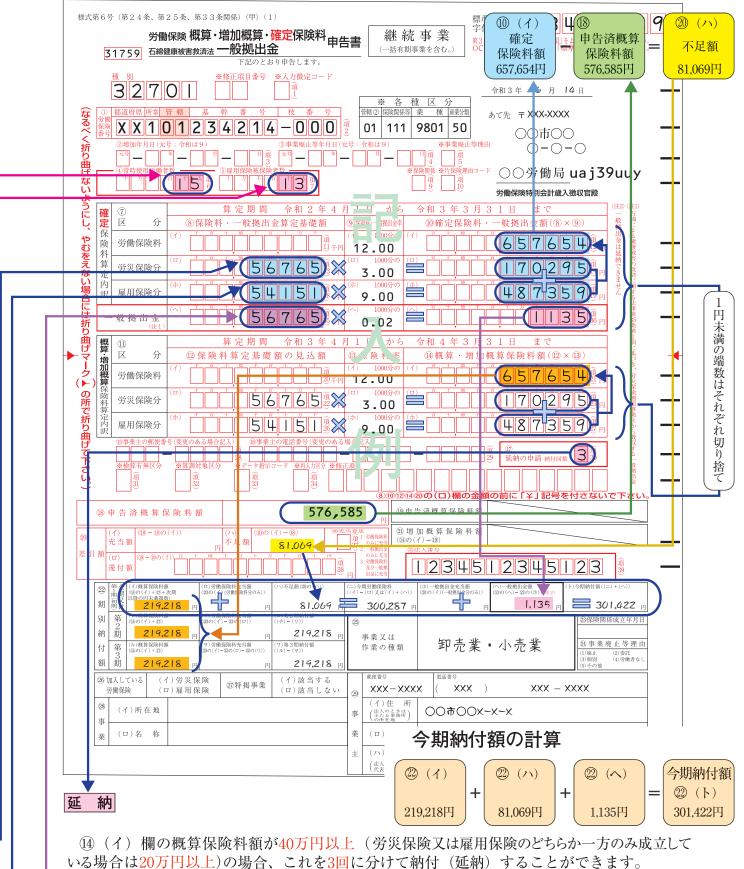
### 概算保険料額の記入方法

概算保険料は、令和3年度中に支払われることが予定される賃金総額の見込み額をもとに申告書に印字されている保険料率によって計算しますが、労災・雇用保険分の賃金総額の見込み額は、前年度と比較して2分の1以上2倍以下の場合は、前年度確定賃金総額と同額を概算賃金総額の見込額としてください。

#### 記入例 1 確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合(不足額が出る場合)

令和2年度 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表 ※暦筒・確定保除料・一般拠出金申告書(事業主換)と一緒に保管してください (算定期間 令和2年4月~令和3年3月) 府県 所掌 管轄 株式会社〇〇 01 234214 000 和菓子の卸売業・ ₩及び 47.351.093 56,765,193 144 ar.351.093 4,800,000 54.151.093 合計 144 4,800,000 24 2,614,100 入し①の合計 156 13 結果、0人となる場合は1人としてく B 船きょ、船舶、岸壁、波 止場、停車場又は倉庫に おける貨物取扱の事業に : 年度途中で保険関係が成立した事業につ ては、保険関係成立以降の月数で除してく 労災保険 対象者分 (10)の合計額の千円未満 を切り捨てた額 56,765 FF 180 おいては、令和2年度中 の1日平均使用労働者数 しへしていこと 。 (令和2年度に使用した延労働者数/令和2年度における所定労働日数 (2)の合計額の千円未満 を切り除てた額 54,151 0000 (1)の合計額の千円未満 を切り捨てた額

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告 書に印字されている保険料率を使用してください。



いる場合は20万円以上)の場合、これを3回に分けて納付(延納)することができます。

⑩欄は延納する場合は③、一括納付する場合は□と記入してください。 [計算方法]

令和3年度概算保険料額が657.654円の場合

第1期分② (イ) 219,218円  $657.654 \div 3 = \langle$ 第2期分②(チ)219,218円 第3期分② (ル) 219.218円

※保険料率等によっては、余りが生じる場合が ありますので、その場合は、余りを必ず第1期 分へ加算してください。

(余りは必ず1円または2円)

#### 記入例2 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合(充当をする場合)

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字されている保険料率を使用してください。

#### 充当意思とは

充当とは、確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合に、今年度の概算保険料や一般拠 出金の納付額にこの差引額を充てることをいい、充当意思とは、その意思を確認するものです。 充当には以下の3パターンがあります。

充当意思「1」「労働保険料のみ充当」
 一般拠出金のみ充当」
 一般拠出金のみ充当」
 一般拠出金のみ充当」
 一般拠出金のみ充当」
 一般拠出金に充当」
 一記入例2①へ(P.23)
 一記入例2②へ(P.24)
 一記入例2③へ(P.25)

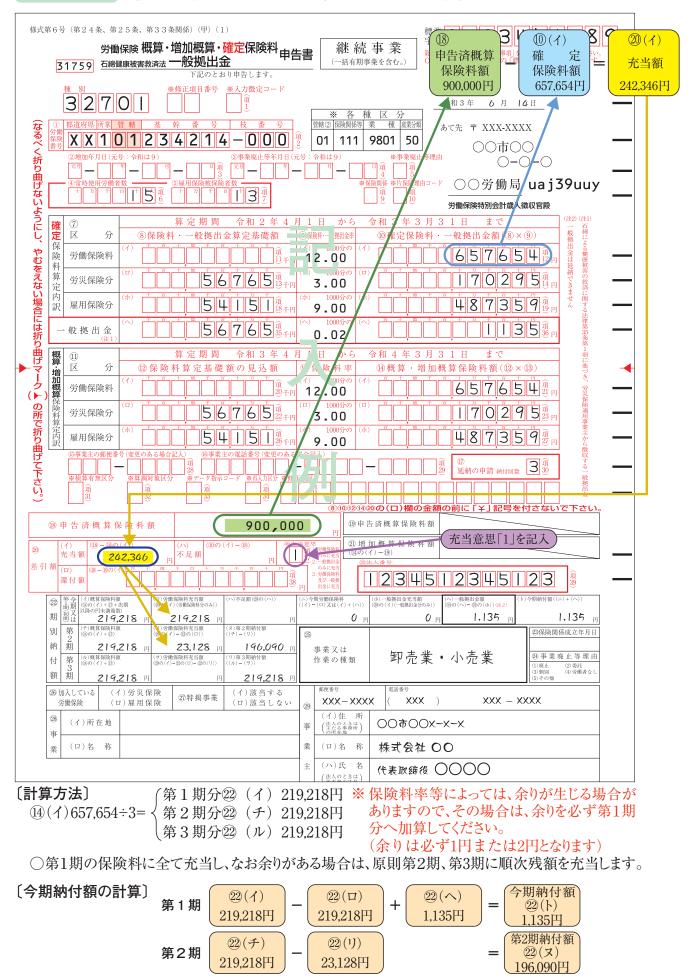
「⑩充当意思」欄には「3」を記入していただくと労働保険料と一般拠出金の両方に充当できますので、事務手続が簡便になる場合があります。

### 充当額の記入方法

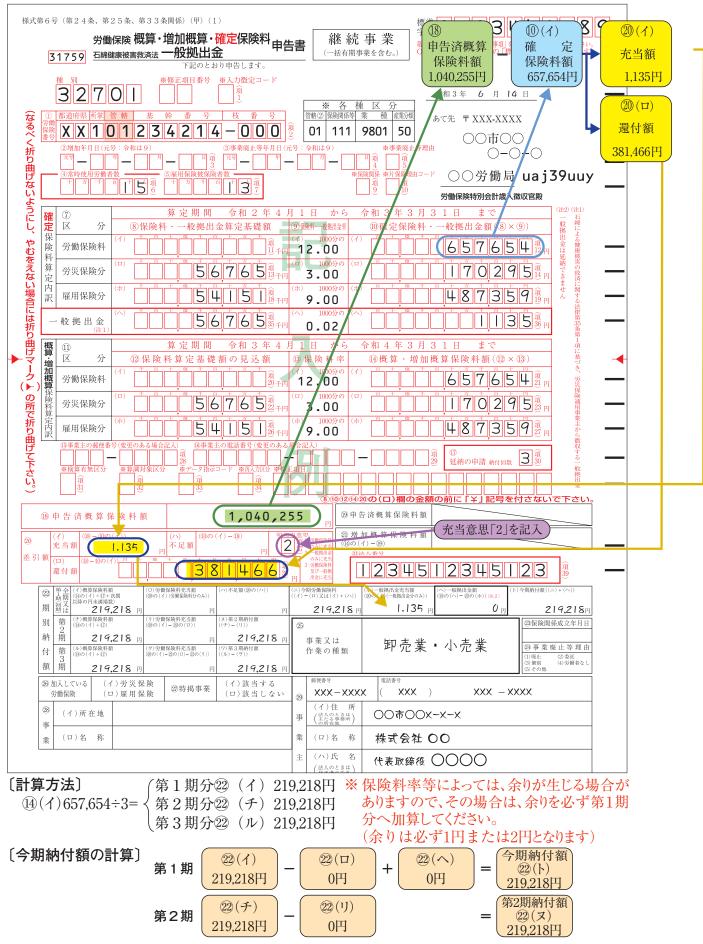
- (1) 充当額については
  - ① 「<u>30充当意思</u>」欄が「1」の場合は、労働保険料のみに充当します。 労働保険料に充当後、なお余りがある場合でも、7月12日までに一般拠出金分を納付する 必要があります。
  - ② 「③充当意思」欄が「2」の場合は、一般拠出金のみに充当します。 一般拠出金に充当後、なお余りがある場合でも、7月12日までに労働保険料分を納付する 必要があります。
  - ③ 「<u>30充当意思」欄が「3</u>」の場合は、労働保険料及び一般拠出金に充当します。 充当後、なお余りがある場合は、今期の納付は必要ありません(申告書の提出は必要で す)。
- (2) 一般拠出金に充当する場合は、「③充当意思」欄に「2」又は「3」を必ず記入してください。
- (3) 「⑰延納の申請」の納付回数が「3」で、「⑩充当意思」欄が「1」又は「3」の場合、 第1期に充当後、なお余りがある場合には、第2期、第3期の順で充当となります。
- (4) 第1期から第3期の順に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

なお、還付の請求手続については、P.26の「記入例3 充当後還付額が出る場合」を参照 ください。

### 記入例2 ① 労働保険料のみ充当した場合の例

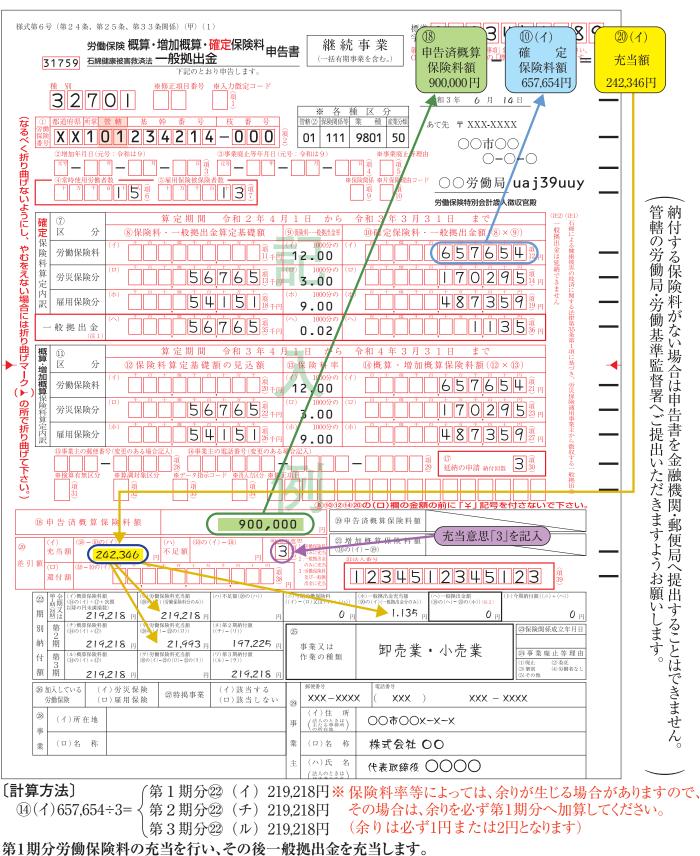


## 記入例2② 一般拠出金のみ充当した場合の例



還付額が出た場合、管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

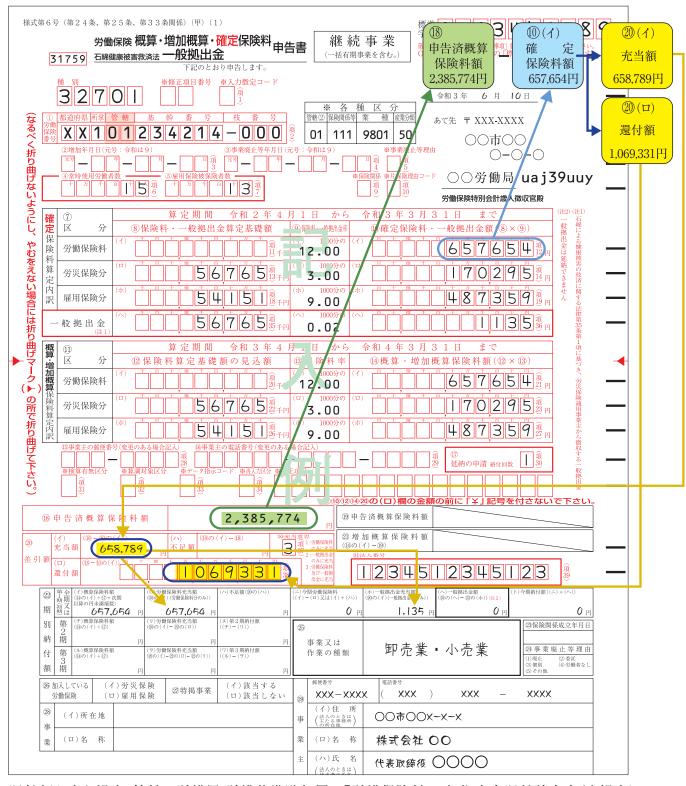
### 記入例2③ 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例



なお余りがある場合、第2期分以降の労働保険料に残額を充当します。(計算が他の場合と異なりますのでご注意ください。)



#### 記入例3 充当後還付額が出る場合



還付額が出た場合、管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、 還付の請求を行ってください。

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。(管轄の労働局・労働基準監督署へご提出いただきますようお願いします。

## 記入例4 労災・雇用保険料算定基礎額が同額の場合

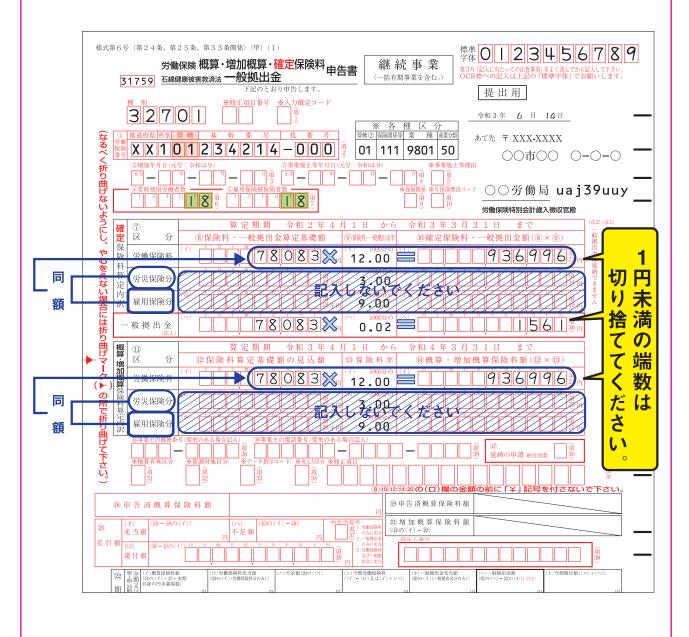
(労働者が全員雇用保険被保険者である場合)

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、 申告書に印字されている保険料率を使用してください。

○確定保険料及び概算保険料額の計算方法

労災保険及び雇用保険分保険料算定基礎額(賃金総額)が同額の場合、確定保険料は⑧欄(イ)×⑨欄(イ)で、概算保険料は⑫欄(イ)×⑬欄(イ)の労働保険料(労災+雇用)により計算してください。

※労災保険分・雇用保険分を各々計算せず、賃金総額に労働保険料率(労災保険率+雇用保険率)を乗じて算定します。



#### 〈計算例〉

確定保険料 8(イ)78.083千円 × 9(イ)12.00/1.000 = ⑩(イ)936.996円

概算保険料 2(7)78.083千円 3(7)12.00/1.000 = 4(7)936.996円

#### 記入例 5 現在、労働者を雇っていないが、今後労働者を雇用する見込があり引き続き労働保 険を継続する場合

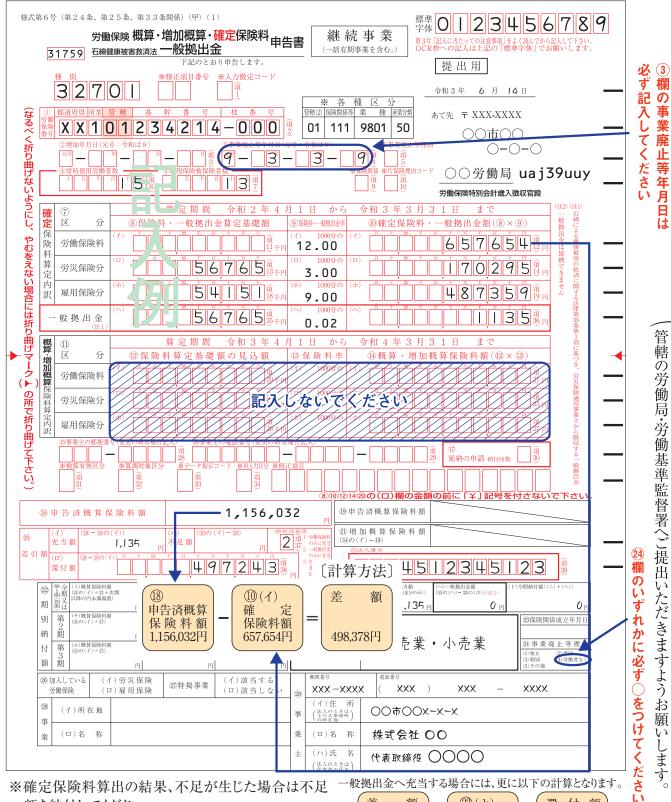
※労働保険を継続する場合、概算保険料0円での継続はできませんので、労働者を雇用する際の見込の賃金総額から概算保険料を算定してください。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1) 労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金 下記のとおり申告します。	## 続事業 (一括有期事業を含む。) 標準 〇
種別 **修正項目番号 **入力徴定コード 3 2 7 0 1	令和3年 6 月 14 日  ※ 各種 区 分  管轄② 保険関係等業 種 産業分類 あて先 〒 XXX-XXXX
S (保険料・一般拠出金算定基礎額   1	月1日 から 令和3年3月31日 まで   ① 保験料・機器   ② の確定保験料・一般拠出金額(8×⑨)   (4) 1000分の (1)   □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
18 申告済概算保険料額 24,00	8024200(ロ)欄の金額の前に「丫」記号を付さないで下さい。       00       明
② (イ) 充当額 <b>24,000</b> 円 不足額 円	当意思
②	② 事業又は 作業の種類
愛加入している 労働保険     (イ)労災保険 (ロ)雇用保険     ②特掲事業     (イ)該当する (ロ)該当しない       ②     (イ)所在地	郵便番号   WXX - XXXX   ( XXX ) XXX - XXXX   ( 1)住 所 ( 以入のと為自所 )   ( 以入のと)   ( い入のと)   (
事 業 (ロ)名 称	業 (口)名 称 株式会社 〇〇
	主   (ハ)氏 名   代表取締役 ○○○

#### 事業を廃止した場合(対象となる労働者がいなくなった場合も含む) 記入例6

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字されている保険料率を使用してください。 次のような場合には確定申告が必要となります

① 令和 2 年度中に事業廃止した場合②対象となる労働者がいなくなった場合③労働保険事務組合へ事務を委託し た場合



※確定保険料算出の結果、不足が生じた場合は不足 額を納付してください。

※還付額が生じた場合は、「記入例3 充当後還付額 が出る場合 |を参照してください。

差 ②(未) 額 澴 付 額 般拠出金 498,378円 1,135円 497,243円

- ○現在、対象労働者がいない場合、上記のとおり確定申告が必要となります。ただし、求人を出しているなど労働者を 雇用する見込みがある場合は、その見込み賃金額をもって概算申告し、労働保険を継続することもできます。
- ○令和3年4月1日以降に事業を廃止した場合には、もう1部申告書を提出する必要があるため、管轄の労働局、労働 基準監督署へご連絡ください。
- ○昨年度中に事業を廃止した場合は、口座振替の対象にはなりません。詳しくは、都道府県労働局にお問い合わせください。

|轄の労働局・労働基準監督署へご提出いただ|||付する保険料がない場合は申告書を金融機 ただきますよう 関・郵 便 烏 つお提 知いします。

(3) 欄

日は